



上訴審における訴訟事件の概況

1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

1. 1 民事訴訟事件の概況

民事控訴審訴訟事件¹の既済件数及び平均審理期間²³については【表1】のとおりである。既済件数は、前回（1万2922件）より約2,500件減少して1万0398件となった。平均審理期間は、前回（5.7月）より1.1月長くなり6.8月となった⁴。（第8回報告書141頁【表1】参照）

【表1】 既済件数及び平均審理期間
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	10,398
平均審理期間(月)	6.8

¹ 本報告書では、地方裁判所が第一審とした民事訴訟事件の終局判決及び家庭裁判所が第一審とした終局判決に対して控訴が提起された事件を分析の対象としている。同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、それぞれを別個の事件として統計処理している。

² 控訴審記録受理から控訴審終局までの期間のみが対象であるから、控訴提起から控訴審記録受理までの間は含まれない。

³ 第5回から前回まで、第一審と同様、過払金等事件が含まれる事件類型である「金銭その他」等の事件を統計から除外する処理（本件除外処理）を採用していたが、第一審において本件除外処理を改めたことに伴い、民事控訴審訴訟事件においても本件除外処理を改め、民事控訴審訴訟全体の統計データのみを分析の対象とした（前掲Ⅲ1.1脚注2参照）。

⁴ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

VI 上訴審における訴訟事件の概況

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表2】のとおりであり、ほぼ全ての事件類型で前回より長期化している。比較的件数の多い類型の中で、平均審理期間が長めであった「医療損害賠償事件」（前回7.9月、今回9.8月）と「建築瑕疵損害賠償事件」（前回8.8月、今回9.3月）は、いずれも平均審理期間が長期化している。（第8回報告書142頁【表2】参照）

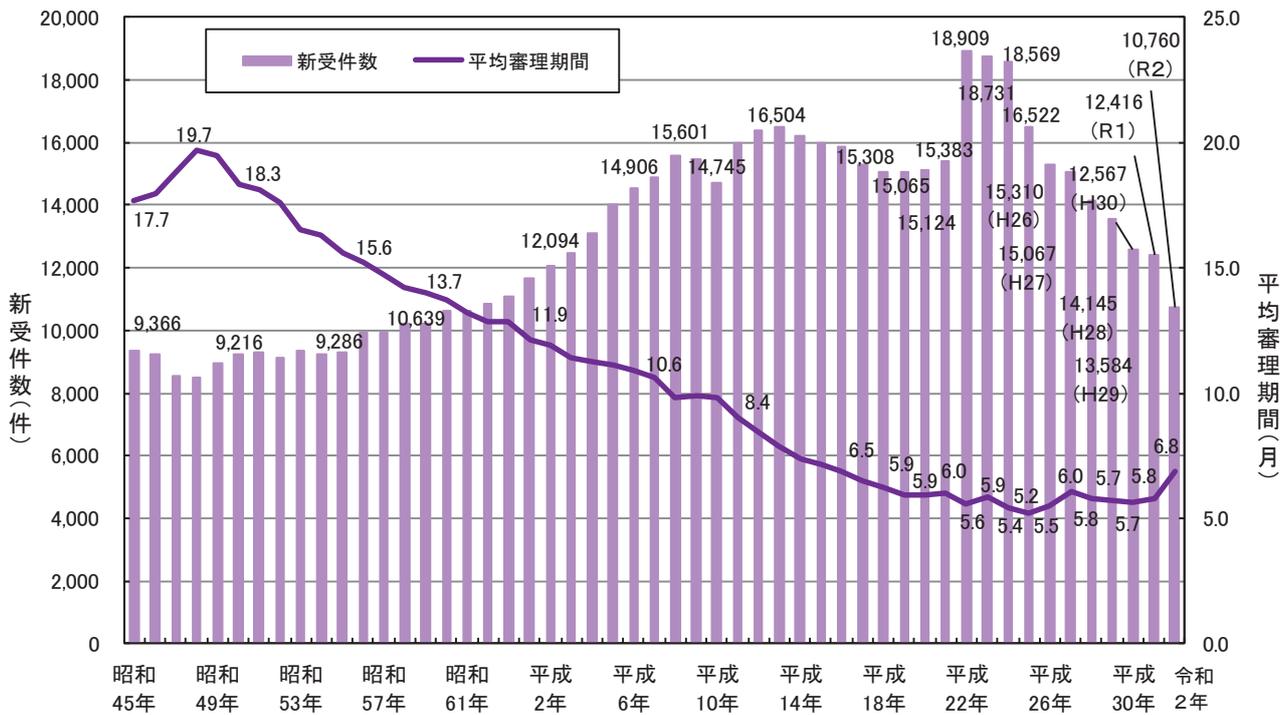
【表2】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
総数	10,398	6.8
金		
売買代金	103	6.9
貸金	365	6.5
立替金	20	5.2
建築請負代金	97	7.1
建築瑕疵損害賠償	39	9.3
交通損害賠償	1,224	5.7
医療損害賠償	160	9.8
公害損害賠償	14	12.9
その他の損害賠償	2,863	6.8
手形金	4	6.8
手形異議	2	4.8
金銭債権存否	60	7.5
労働金銭	271	7.3
知的財産金銭	35	10.5
金銭のその他	1,844	6.7

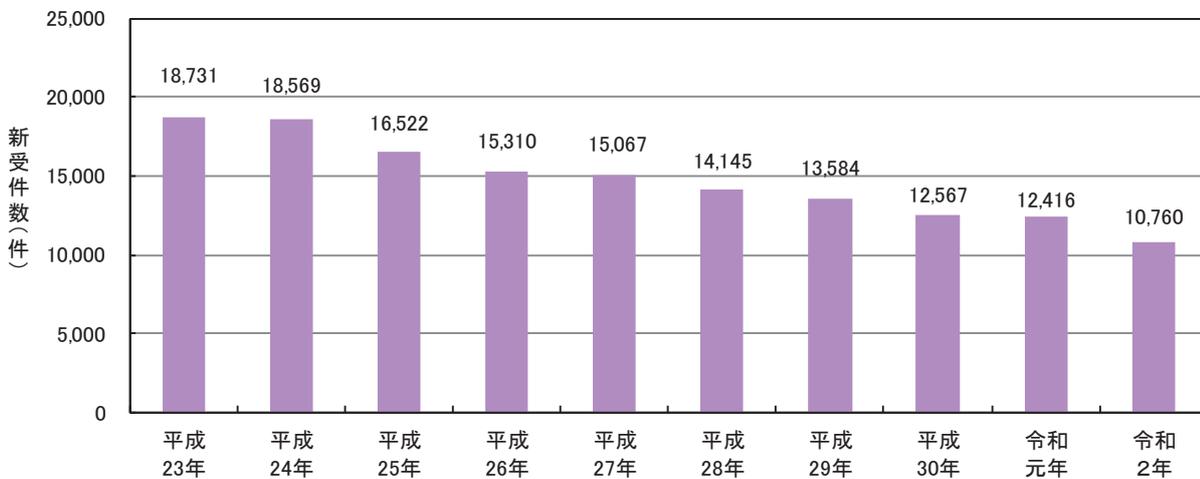
事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建物	608	5.9
土地	479	8.0
土地境界	52	10.1
労働	115	7.2
知的財産	51	8.6
請求異議	47	7.7
第三者異議	6	6.8
公害差止め	0	0.0
人		
離婚	1,043	6.8
離縁	20	5.1
認知	13	7.7
親子関係	42	7.9
人事のその他	33	6.2
その他	788	7.5

民事控訴審訴訟事件の新受件数の推移については、【図3】【図4】のとおりである。全体としては、長期的に増加傾向が続く中、過払金等事件の影響により、平成22年から平成24年にかけて事件数が急増したが、その後、過払金等事件の減少の影響により減少傾向に転じ、令和2年においては、新受件数は前回（1万2567件）から更に減少して1万0760件となった⁵。

【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



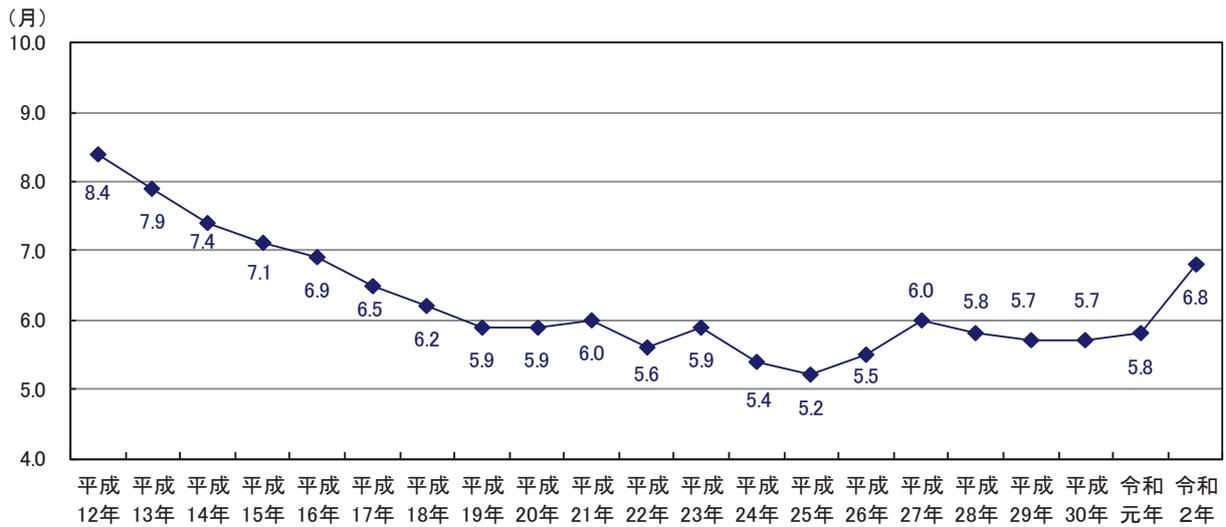
【図4】 新受件数の推移（民事控訴審訴訟事件）



⁵ 令和2年における減少の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小に伴い、民事第一審訴訟事件のうち、判決で終局した事件が減少したことによる影響があるものと思われる（前掲Ⅲ1. 1【表12】参照）。

平均審理期間の推移については【図3】【図5】のとおりであり、長期的にはおおむね一貫して短縮傾向が続いていたところ、平成26年以降若干長期化した後、平成28年以降は横ばいで推移していたが、令和2年は、前回（5.7月）より1.1月長くなり、6.8月となった⁶（【表1】）。

【図5】 平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。審理期間が6月を超える事件の割合は、前回（23.2%）から増加し43.2%となった⁷（第8回報告書144頁【表6】参照）。

【表6】 審理期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	10,398
平均審理期間(月)	6.8
3月以内	1,429 13.7%
3月超6月以内	4,476 43.0%
6月超1年以内	3,808 36.6%
1年超2年以内	590 5.7%
2年を超える	95 0.9%

⁶ 脚注4のとおり、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

⁷ ただし、令和2年における増加の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表7】のとおりである。この平均期間は、前回（26.8月）より長期化して28.5月となった。また、合計で2年を超える期間を要した事件の割合も、前回（49.0%）より5.0%増加し、54.0%となった（第8回報告書145頁【表7】参照）⁸。

【表7】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	9,173
平均期間(月)	28.5
1年以内	761 8.3%
1年超2年以内	3,456 37.7%
2年超3年以内	3,047 33.2%
3年超5年以内	1,632 17.8%
5年を超える	277 3.0%

※附帯控訴申立て等を除く。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表8】のとおりであり、約6割が判決で終局し（うち約2割が原判決取消し（一部取消しを含む。））、約3割が和解で終局している傾向は、前回と同様である（第8回報告書145頁【表8】参照）。

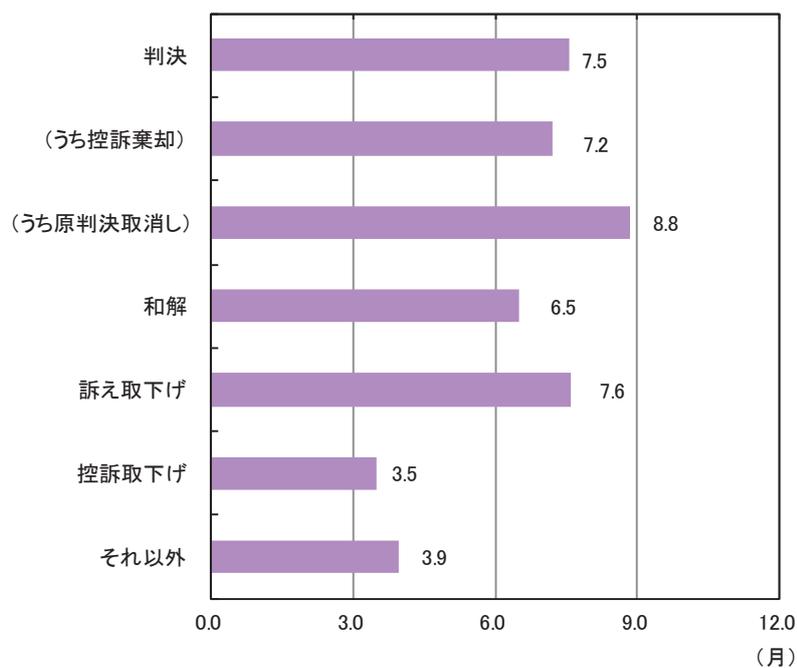
【表8】 終局区分別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	10,398
判決	5,956 57.3%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	4,510 75.7%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	1,346 22.6%
和解	3,273 31.5%
訴え取下げ	195 1.9%
控訴取下げ	679 6.5%
それ以外	295 2.8%

⁸ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

終局区別の平均審理期間については【図9】のとおりであり、主要な終局区分である判決（7.5月）及び和解（6.5月）においては、いずれも前回（判決につき6.2月，和解につき5.3月）より長くなった⁹（第8回報告書146頁【図9】参照）。

【図9】 終局区別の平均審理期間（民事控訴審訴訟事件）



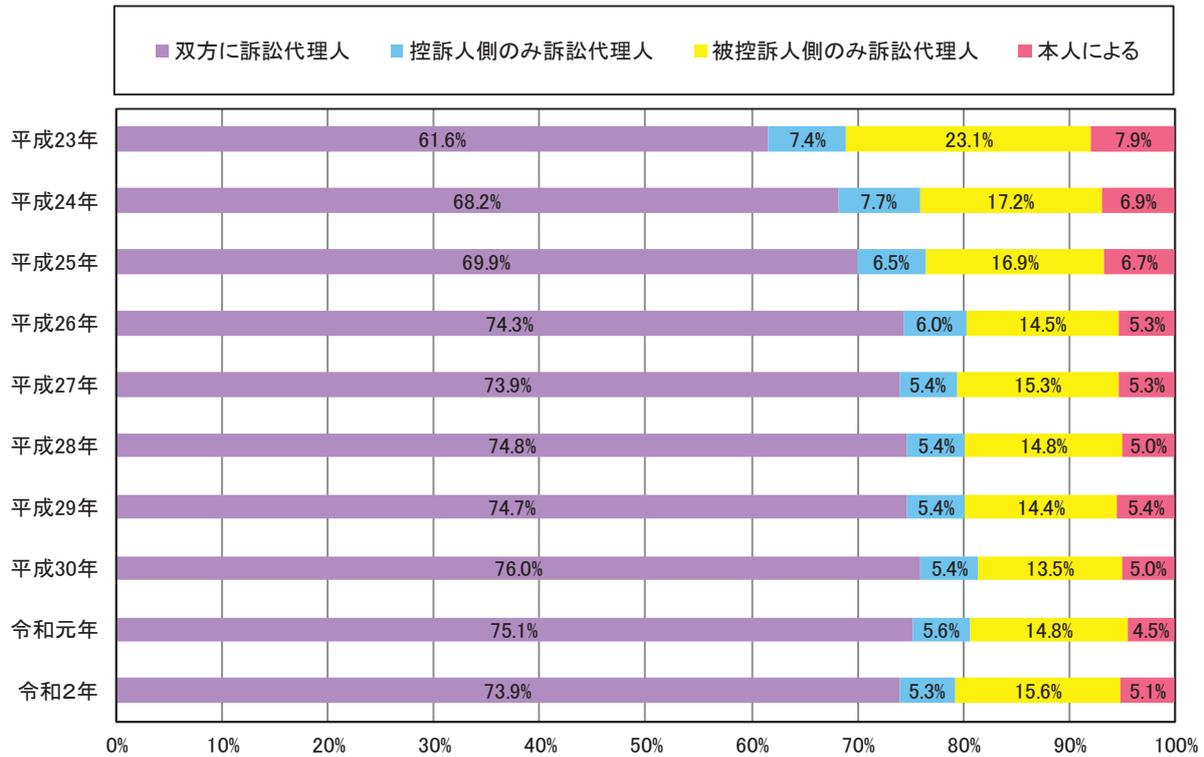
⁹ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

訴訟代理人の選任状況及びその推移については【表 10】
【図 11】のとおりである。【図 11】のとおり、双方に訴訟代
理人が選任された事件の割合（73.9%）は前回（76.0%）よ
りも減少した。他方、本人による事件の割合（5.1%）、控
訴人側のみ訴訟代理人を選任された事件の割合（5.3%）は
前回とほぼ同様であり、被控訴人側のみ訴訟代理人を選任さ
れた事件の割合（15.6%）が前回（13.5%）より 2.1%増加
した。（第8回報告書 147 頁【表 10】参照）

【表10】 訴訟代理人の選任状況
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
双方に 訴訟代理人	7,688 73.9%
控訴人側のみ 訴訟代理人	551 5.3%
被控訴人側のみ 訴訟代理人	1,625 15.6%
本人による	534 5.1%

【図 11】 訴訟代理人の選任状況の推移（民事控訴審訴訟事件）



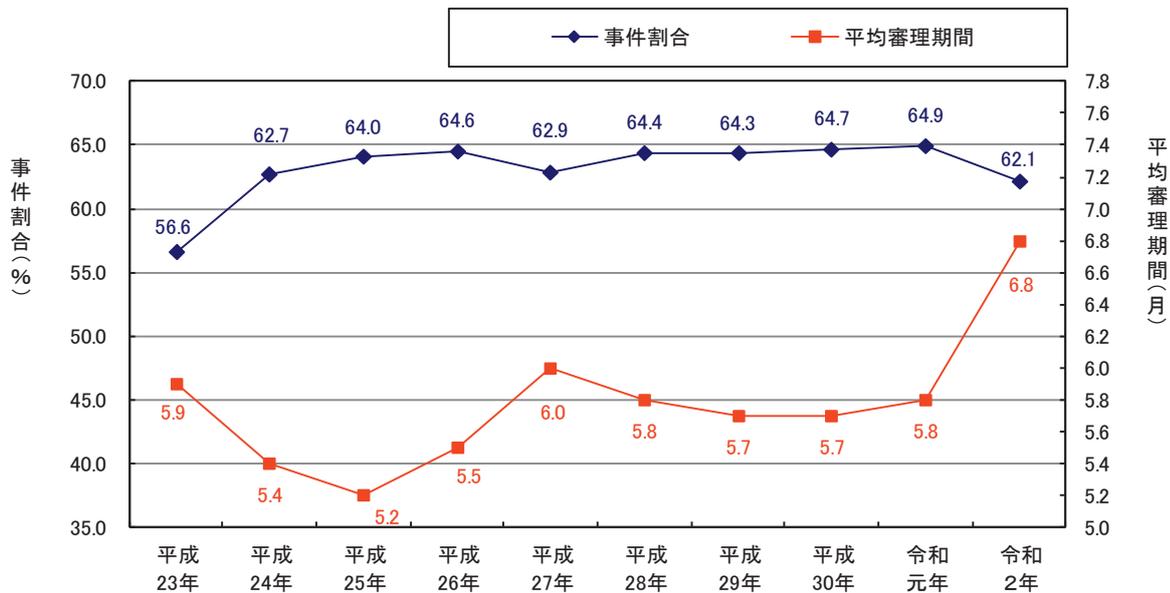
VI 上訴審における訴訟事件の概況

審理の状況について見ると、まず、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数）及び平均期日間隔については【表 12】のとおりであり、平均期日回数（1.8 回）は前回と同様であるが、平均期日間隔（3.9 月）は前回（3.2 月）より長期化した¹⁰（第 8 回報告書 148 頁【表 12】参照）。口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移については【図 13】のとおりであり¹¹、令和 2 年は、口頭弁論期日 1 回で結審した事件の割合（62.1%）が平成 30 年（64.7%）より減少し、平均審理期間（6.8 月）が平成 30 年（5.7 月）より長期化¹²した。

【表 12】 平均期日回数及び平均期日間隔（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.2
うち平均争点整理期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	3.9

【図 13】 口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



争点整理手続の実施件数及び実施率は、【表 14】のとおりであり、実施率（17.5%）は、前回（14.3%）より増加した（第 8 回報告書 148 頁【表 14】参照）。

【表 14】 争点整理手続の実施件数及び実施率（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
争点整理 実施件数	1,816
実施率	17.5%

¹⁰ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

¹¹ 前回は、民事控訴審訴訟（過払金等以外）の図を掲載していたため（第 8 回報告書 148 頁【図 13】参照）、今回掲載されている図と異なる。

¹² 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 15】のとおりであり、実施率（1.6%）及び人証調べが実施された事件における平均人証数（1.9 人）は、いずれも前回（それぞれ、1.9%、1.9 人）から大きな変化はない（第 8 回報告書 149 頁【表 15】参照）。

これらと併せて、前述のとおり、平均期日回数が 1.8 回と少ないことも踏まえると、控訴審において改めて争点整理を行い、人証調べを実施する事件は少ない状況にあるといえる（【表 12】）。

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については、【表 16】のとおり、上告事件（上訴率 29.9%、上訴事件割合 17.1%）では前回（上訴率 28.6%、上訴事件割合 16.8%）よりいずれも増加し、上告受理事件（上訴率 33.5%、上訴事件割合 19.2%）でも前回（上訴率 32.0%、上訴事件割合 18.8%）よりいずれも増加した（第 8 回報告書 149 頁【表 16】参照）。

【表 15】 人証調べ実施率及び平均人証数（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	1.6%
平均人証数	0.03
平均人証数 （人証調べ実施事件）	1.9

【表 16】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（民事控訴審訴訟事件）

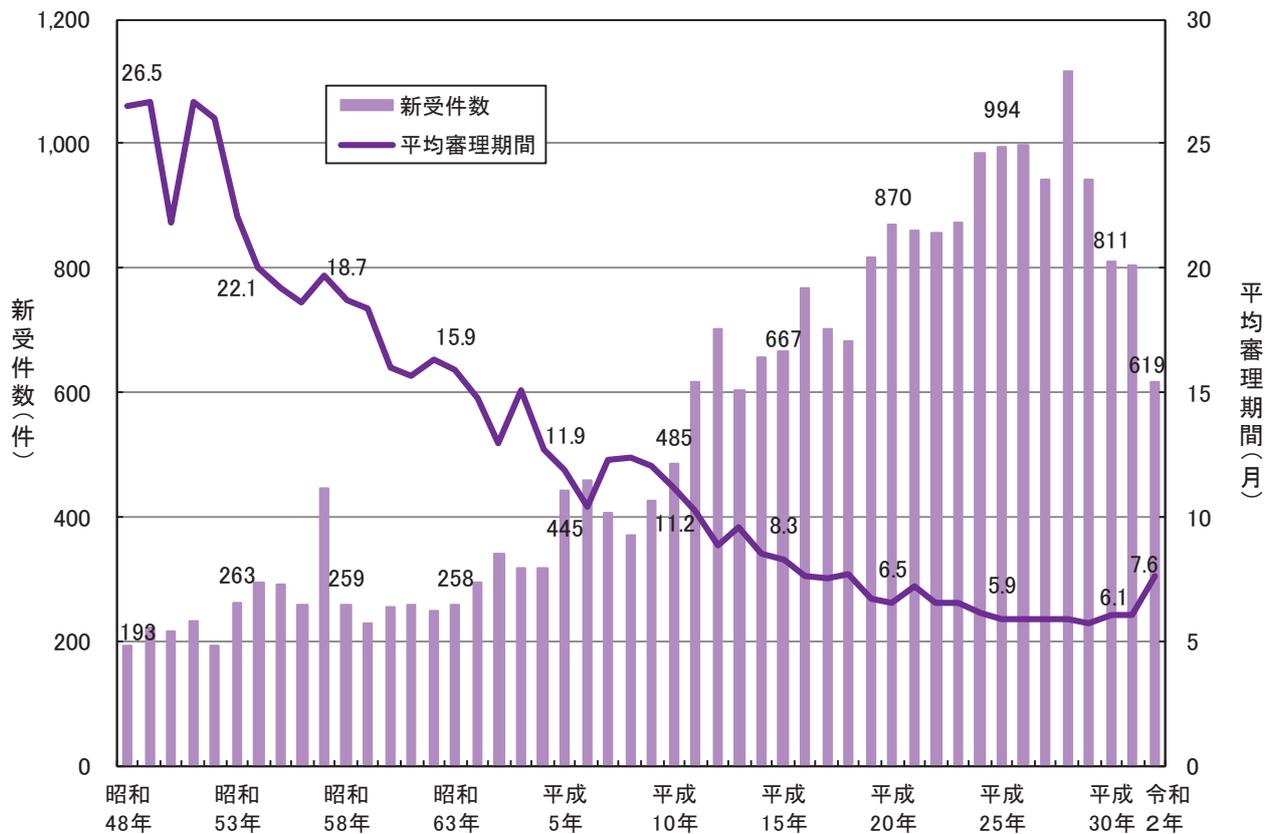
事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	29.9%	33.5%
上訴事件割合	17.1%	19.2%

- ※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの「高等裁判所において受理した上告提起事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。
- ※ このデータには、高等裁判所が第二審とした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）を含む。

1. 2 行政事件訴訟の概況

控訴審における行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図 17】のとおりである。新受件数は平成 29 年以降減少傾向にあり、令和 2 年は、前回（811 件）から減少して 619 件となった。平均審理期間については、前回（6.1 月）より長期化して 7.6 月となった²。

【図 17】 新受件数及び平均審理期間の推移（控訴審における行政事件訴訟）



¹ 同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。

² 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 18】のとおりである。既済件数は、前回（856 件）を下回り 628 件となり、審理期間が 6 月を超える事件の割合は前回（28.0%）より大幅に増加して 52.3%となった（第 8 回報告書 151 頁【表 18】参照）³。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表 19】のとおりである。この平均期間は、前回（25.8 月）よりも長期化して 28.3 月となり、2 年以内に控訴審の終局に至る事件割合は前回（58.3%）から減少して 52.6%となった（第 8 回報告書 151 頁【表 19】参照）³。

【表 18】 審理期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	628	10,398
平均審理期間(月)	7.6	6.8
3月以内	56 8.9%	1,429 13.7%
3月超6月以内	244 38.9%	4,476 43.0%
6月超1年以内	273 43.5%	3,808 36.6%
1年超2年以内	47 7.5%	590 5.7%
2年を超える	8 1.3%	95 0.9%

【表 19】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟
既済件数	608
平均期間(月)	28.3
1年以内	58 9.5%
1年超2年以内	262 43.1%
2年超3年以内	157 25.8%
3年超5年以内	103 16.9%
5年を超える	28 4.6%

※ 行訴法18条, 19条による訴えの追加的併合及び附帯控訴申立てを除く。

³ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

VI 上訴審における訴訟事件の概況

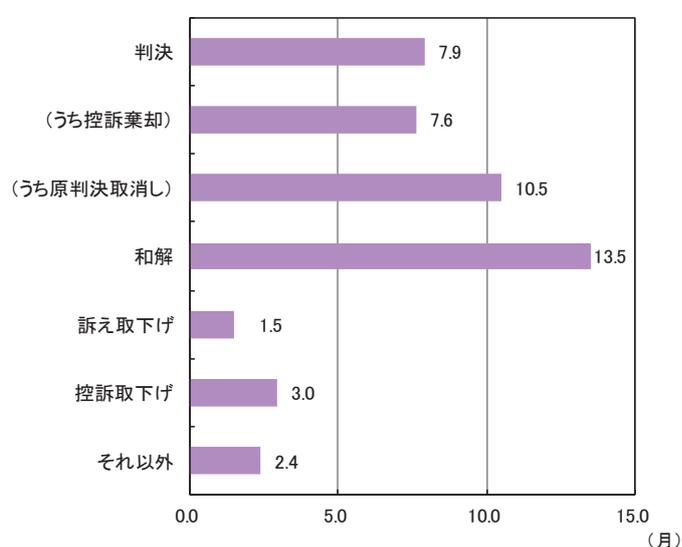
終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 20】のとおりであり、判決で終局した事件割合が前回（91.8%）から増加して 92.8%となり、うち原判決取消しとなった事件割合が前回（11.3%）から若干減少して 10.5%となった。民事控訴審訴訟事件と比べると、判決（控訴棄却）で終局した事件割合が高く、判決（原判決取消し）で終局した事件割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 8 回報告書 151 頁【表 20】参照）

終局区分別の平均審理期間については、【図 21】のとおり、判決（控訴棄却）及び判決（原判決取消し）がいずれも前回より長期化した（判決（控訴棄却）は、前回の 6.0 月から 7.6 月、判決（原判決取消し）は、前回の 9.1 月から 10.5 月）（第 8 回報告書 151 頁【図 21】参照）⁴。

【表20】 終局区分別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	628	10,398
判決	583 92.8%	5,956 57.3%
うち控訴棄却 （％は判決に対する割合）	518 88.9%	4,510 75.7%
うち原判決取消し （％は判決に対する割合）	61 10.5%	1,346 22.6%
和解	4 0.6%	3,273 31.5%
訴え取下げ	1 0.2%	195 1.9%
控訴取下げ	24 3.8%	679 6.5%
それ以外	16 2.5%	295 2.8%

【図21】 終局区分別の平均審理期間（控訴審における行政事件訴訟）



訴訟代理人の選任状況については【表 22】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が、前回（63.8%）より減少して 61.1%であったのに対し、双方とも本人による事件の割合は、前回（7.6%）より増加して 8.3%であった。民事控訴審訴訟事件と比べると、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 8 回報告書 152 頁【表 22】参照）

【表22】 訴訟代理人の選任状況（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
双方に訴訟代理人	384 61.1%	7,688 73.9%
控訴人側のみ訴訟代理人	17 2.7%	551 5.3%
被控訴人側のみ訴訟代理人	175 27.9%	1,625 15.6%
本人による	52 8.3%	534 5.1%

⁴ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

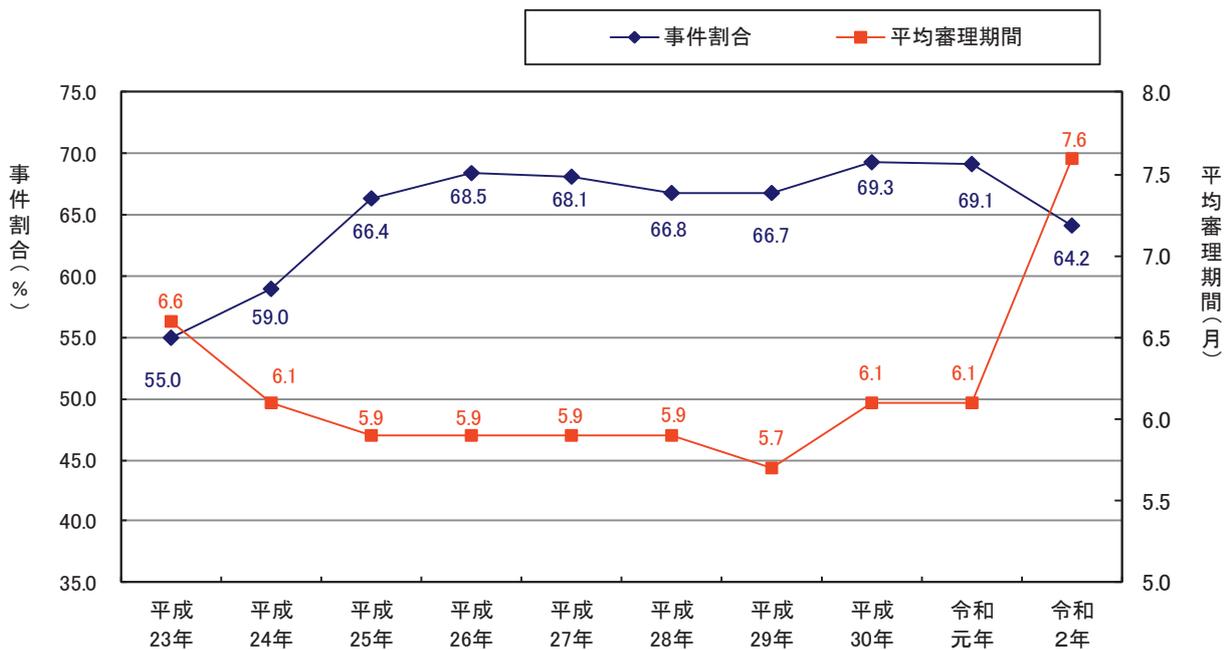
審理の状況について見ると、【表23】のとおり、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）は前回より増加し（前回の1.4回から1.5回）、平均期日間隔は、前回より長期化した（前回の4.4月から5.1月）（第8回報告書152頁【表23】参照）⁵。口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移は【図24】のとおりであり、1回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合（64.2%）は前回（69.3%）から減少し、平均審理期間（7.6月）は前回（6.1月）から長期化した⁵。

【表23】 平均期日回数及び平均期日間隔（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.5	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.3	1.2
うち平均争点整理期日回数	0.1	0.6
平均期日間隔(月)	5.1	3.9

※ 端数処理の関係上、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値が、平均期日回数の数値と合致しない場合がある。

【図24】 口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（行政控訴審訴訟）



⁵ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

争点整理実施率については、【表 25】のとおり、前回（3.0%）より増加して 4.3%となったが、民事控訴審訴訟事件と比べると顕著に低いことは前回と同様である（第 8 回報告書 153 頁【表 25】参照）。

【表 25】 争点整理手続の実施件数及び実施率（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
争点整理手続	実施件数	27	1,816
	実施率	4.3%	17.5%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 26】のとおりであり、前回と同様、人証調べを実施した事件の割合は非常に低くなっている（この点は、民事控訴審訴訟事件と同様である。）（第 8 回報告書 153 頁【表 26】参照）。

【表 26】 人証調べ実施率及び平均人証数（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	2.5%	1.6%
平均人証数	0.06	0.03
平均人証数（人証調べ実施事件）	2.3	1.9

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については【表 27】のとおりである。上告事件及び上告受理事件のいずれについても、上訴率（それぞれ 44.0%、50.6%）、上訴事件割合（それぞれ 40.0%、46.1%）ともに前回（上訴率につき、それぞれ 43.5%、47.7%、上訴事件割合につき、それぞれ 39.6%、43.4%）から増加した（第 8 回報告書 153 頁【表 27】参照）。

【表 27】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

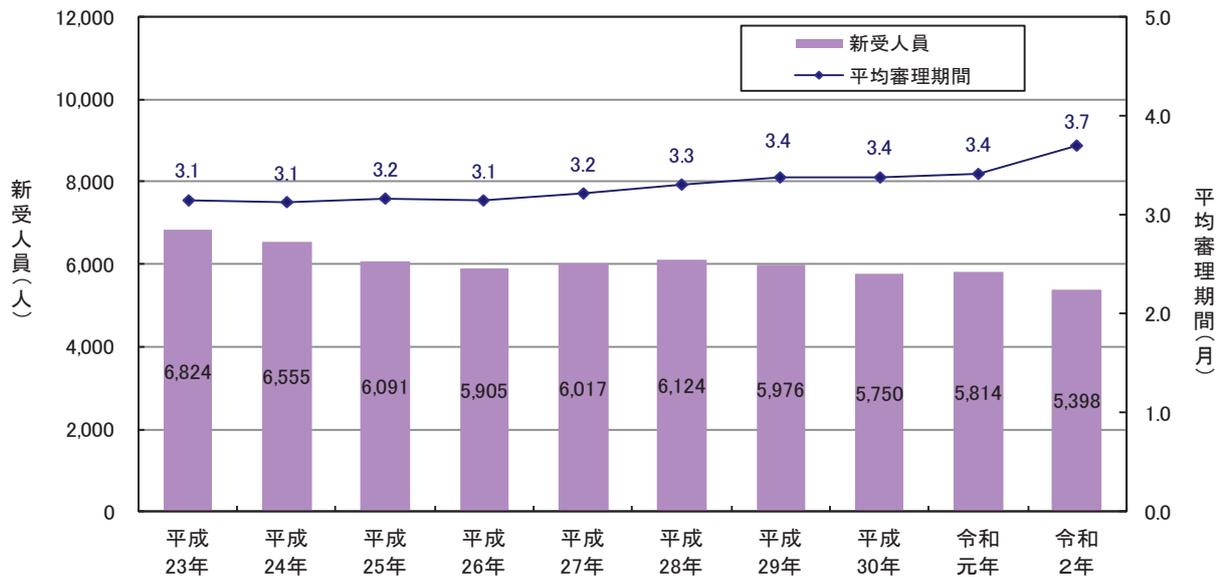
事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	44.0%	50.6%
上訴事件割合	40.0%	46.1%

※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの「高等裁判所において受理した上告提起事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

1. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事控訴審訴訟事件の新受人員（延べ人員）及び終局人員（実人員）については【図1】【表2】のとおりである。新受人員は、平成26年までの減少傾向に歯止めが掛かり、平成27年から若干の増加傾向に転じたが、平成29年から再び減少傾向に転じている状況にある。終局人員（実人員）は、前回（5,710人）より378人減少して5,332人であった（第8回報告書154頁【表2】参照）。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事控訴審訴訟事件）



【表2】 刑事控訴審訴訟事件の概況

新受人員(延べ人員)	5,398
終局人員(実人員)	5,332
平均審理期間(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	3.7
平均開廷回数(公判が開かれずに終局した事件を除外)	2.0
平均開廷間隔(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	1.9
平均取調べ証人数	0.05
弁護士選任率(%)	96.8
事実の取調べの実施割合(%)	39.1
上告率(%)	45.9

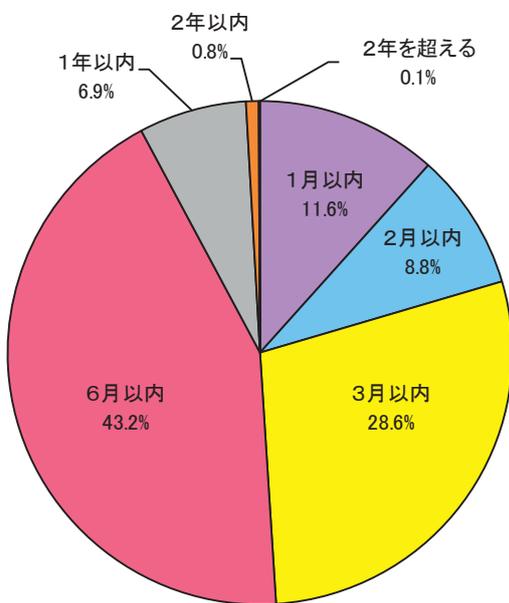
※1 平均開廷回数は、被告人1人当たりのものである。

※2 平均開廷間隔とは、控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

平均審理期間については【図1】【表2】のとおりである。平均審理期間は、近年は3月前半で推移していたが、令和2年は、長期化して3.7月となった。関連して、審理期間の分布については【図3】のとおりであり、審理期間が3月以内の事件は、前回（56.9%）より減少して49.0%となった（第8回報告書155頁【図3】参照）。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表4】のとおりである。この平均期間は、平成18年以降、10月前後で推移していたが（第5回報告書概況編214頁【図11】、第6回報告書205頁【表4】、第7回報告書143頁【表4】参照、第8回報告書155頁【表4】）、令和2年においては、11.8月に長期化している。もっとも、期間別の事件割合を見ると、第一審受理から1年以内に終局する事件が7割以上を占め、2年を超える事件の割合は4.3%にとどまっていることは、従前の傾向と同様である。

【図3】 審理期間の分布（刑事控訴審訴訟事件）



【表4】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事控訴審訴訟事件）

事件の種類	刑事控訴審訴訟
終局人員(実人員)	5,332
平均期間(月)	11.8
1年以内	3,843 72.1%
1年超2年以内	1,262 23.7%
2年超3年以内	176 3.3%
3年超5年以内	41 0.8%
5年を超える	10 0.2%

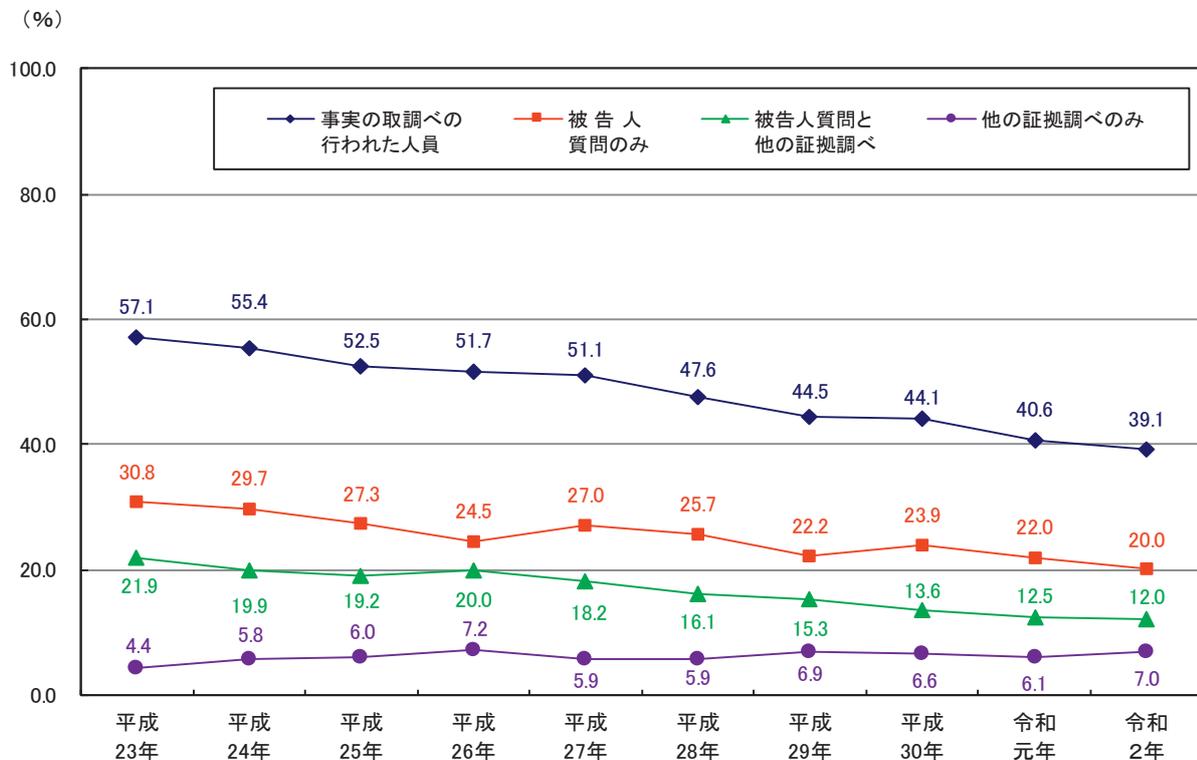
終局区分の分布及び終局区分別の平均審理期間については【表5】のとおりである。終局区分の分布については、前回とほぼ同様であり、約7割が控訴棄却、約1割が破棄自判、2割弱が控訴取下げで終局し、これら以外の終局区分はほとんどない。終局区分別の平均審理期間については、控訴棄却及び破棄自判で終局した事件では、前回（それぞれ3.7月、5.2月）より若干長期化した（それぞれ4.1月、5.4月）。また、前回と同様、原判決破棄で終局する事件の方が控訴棄却で終局する事件より平均審理期間が長く、控訴取下げによる終局の場合は、平均審理期間が非常に短い（1.0月）。破棄差戻・移送で終局した事件では、平均審理期間が前回（7.3月）より若干長くなっており（7.8月）、公訴棄却で終局した事件では、平均審理期間が前回（3.4月）より若干短くなっている（3.0月）が、いずれも母数が少なく個別事件の影響を受けやすいことに留意すべきであろう。（第8回報告書156頁【表5】参照）

審理の状況について見ると、平均開廷回数及び平均開廷間隔については【表2】のとおりであり、前回（それぞれ2.0回、1.7月）からほとんど変化が見られない（それぞれ2.0回、1.9月）（第8回報告書154頁【表2】参照）。
 事実の取調べの実施割合の推移については【図6】のとおりであり、令和2年も、これまでの減少傾向に即して、前回（44.1%）から5.0%減少し、39.1%であった。平均取調べ証人数については【表2】のとおりであり、0.05人と前回と同様に少ない（第8回報告書154頁【表2】参照）。これらの統計データからは、控訴審が事後審であるとの趣旨を反映した審理がより広く進められていることがうかがわれる。
 上告率については【表2】のとおりであり、近年の傾向に即した結果となっている（45.9%）。
 弁護士選任率については【表2】のとおりであり、前回とほぼ同様であった（96.8%）（第8回報告書154頁【表2】参照）。

【表5】 終局区分の分布及び終局結果別の平均審理期間（刑事控訴審訴訟事件）

	終局人員(実人員)	平均審理期間(月)
総数	5,332	3.7
控訴棄却	3,850 72.2%	4.1
破棄自判	482 9.0%	5.4
破棄差戻・移送	25 0.5%	7.8
公訴棄却	27 0.5%	3.0
取下げ	948 17.8%	1.0

【図6】 事実の取調べの実施割合の推移(刑事控訴審訴訟事件)

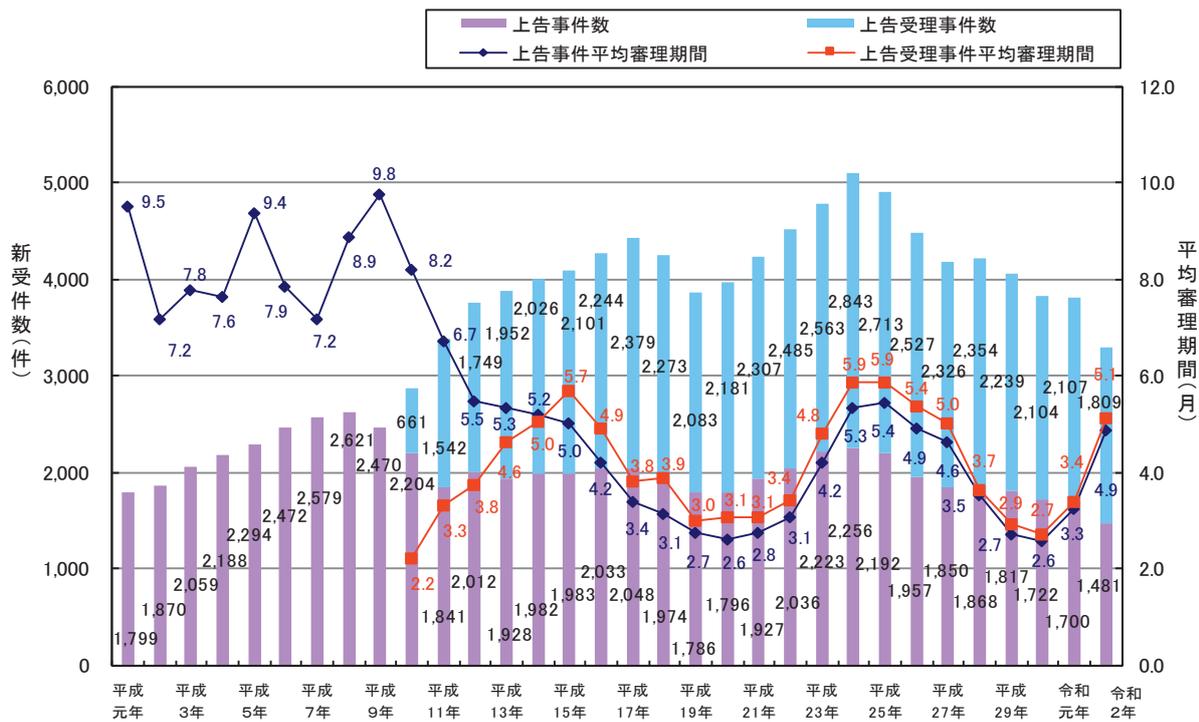


2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

2.1 民事訴訟事件の概況

民事上告事件及び民事上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間²の推移については【図1】のとおりである。平成20年以降、新受件数が増加傾向に転じた影響もあって、平均審理期間は、平成21年以降長期化傾向となり、平成26年から短縮傾向に転じていたが、令和元年に長期化に転じ、令和2年においては、上告事件が4.9月、上告受理事件が5.1月となり、前回（それぞれ2.6月、2.7月）より長期化した³。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事上告事件及び民事上告受理事件）



- ※ 上告事件の平均審理期間について、高等裁判所が第二審とした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。
- ※ 上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す（以下同じ。）。
- ※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審とした終局判決に対して上告の提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、民事訴訟事件のうち、高等裁判所が第二審とした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としている（ただし、【図1】の脚注を参照）。なお、1件の事件について上告・上告受理の双方が申し立てられる、いわゆる並行申立事件も相当程度あることに留意が必要である（後掲VI. 2. 2においても同様である。）。

² 上告審あるいは上告受理審における記録の受理から終局までの期間の平均である。なお、上告受理事件について上告受理決定がされた場合には、それによって上告があったものとみなされる（民訴法 318 条4項）から、その後判決等が出された場合に終局と扱われる。

³ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表2】のとおりである。上告事件については、審理期間が3月以内の事件の割合（34.3%）が前回（76.9%）より顕著に減少し、審理期間が3月超6月以内の事件の割合（39.6%）及び6月超1年以内の事件の割合（23.3%）がいずれも前回（それぞれ、16.0%、6.4%）より増加するなど全体的に長期化しており、平均審理期間（4.9月）は、前回（2.6月）より2.3月長くなった。上告受理事件についても同様の傾向であり、審理期間が3月以内の事件の割合（31.7%）が前回（76.1%）より顕著に減少し、審理期間が3月超6月以内の事件の割合（40.2%）及び6月超1年以内の事件の割合（25.1%）がいずれも前回（それぞれ、16.0%、6.8%）より増加しており、平均審理期間（5.1月）が前回（2.7月）より2.4月長くなった。なお、圧倒的多数の事件が、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局していることは、前回と同様である。（第8回報告書158頁【表2】参照）⁴

【表2】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	1,526	-	-	1,516	8	2
平均審理期間(月)	4.9	-	-	4.9	1.9	6.8
3月以内	524 34.3%	-	-	517 34.1%	7 87.5%	-
3月超6月以内	605 39.6%	-	-	603 39.8%	1 12.5%	1 50.0%
6月超1年以内	355 23.3%	-	-	354 23.4%	-	1 50.0%
1年超2年以内	42 2.8%	-	-	42 2.8%	-	-
2年を超える	-	-	-	-	-	-

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	1,902	5	27	1,845	12	13
平均審理期間(月)	5.1	20.4	17.9	4.9	2.4	6.2
3月以内	602 31.7%	-	-	589 31.9%	10 83.3%	3 23.1%
3月超6月以内	764 40.2%	-	2 7.4%	758 41.1%	1 8.3%	3 23.1%
6月超1年以内	477 25.1%	-	-	469 25.4%	1 8.3%	7 53.8%
1年超2年以内	56 2.9%	4 80.0%	23 85.2%	29 1.6%	-	-
2年を超える	3 0.16%	1 20.0%	2 7.4%	-	-	-

⁴ 審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

また、第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間（上告事件 38.7 月，上告受理事件 39.7 月）は，前回（上告事件 34.9 月，上告受理事件 35.9 月）と比べて，いずれも 3.8 月長期化している。合計の期間が 3 年を超える事件の割合は，上告事件及び上告受理事件でいずれも増加した（上告事件で 35.6% から 44.8% に増加，上告受理事件で 37.4% から 47.3% に増加）。（第 8 回報告書 159 頁【表 3】参照）

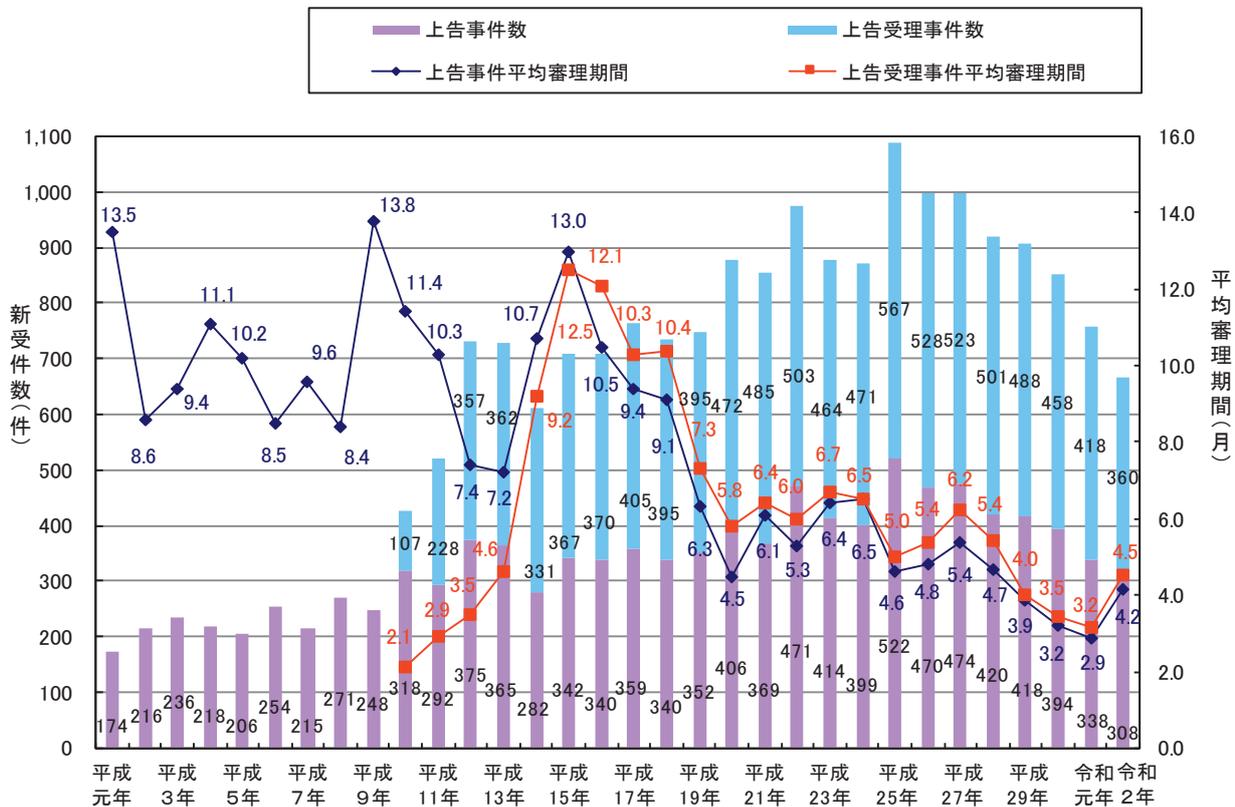
【表3】第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	1,526	1,902
平均期間(月)	38.7	39.7
1年以内	3 0.2%	2 0.1%
1年超2年以内	293 19.2%	303 15.9%
2年超3年以内	547 35.8%	698 36.7%
3年超5年以内	531 34.8%	692 36.4%
5年を超える	152 10.0%	207 10.9%

2. 2 行政事件訴訟の概況

行政上告事件及び行政上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図4】のとおりである。新受件数は、令和2年においては、上告、上告受理（それぞれ308件、360件）ともに前回（それぞれ394件、458件）より減少した。平均審理期間は、上告、上告受理のいずれについても、平成15年をピークとして顕著に短縮した後、平成20年以降は、変動はあるものの横ばいの状態となり、平成28年から更に短縮していたが、令和2年においては、上告4.2月、上告受理4.5月となり、前回（それぞれ3.2月、3.5月）より長期化した²。

【図4】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政上告事件及び行政上告受理事件）



※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした判決に対して上告の提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、行政事件訴訟のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、又は上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としているが、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審としてした終局判決に対する上告及び上告受理事件(知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等)も分析対象に加えている。この点の詳細は、第5回報告書概況編 222 頁脚注8参照

² 令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

VI 上訴審における訴訟事件の概況

終局区分別の既済件数については【表5】のとおりであり、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局した事件が9割を超えることは前回と同様である。平均審理期間については、決定（上告事件）及び不受理決定（上告受理事件）で終局した事件では、前回（それぞれ2.9月、3.2月）より長期化しそれぞれ3.9月、4.2月となった。【表5】は、審理期間別の事件割合についても示しており、上告、上告受理のいずれにおいても、審理期間が3月以内の事件の割合は前回（それぞれ67.3%、63.4%）よりそれぞれ減少し、45.4%、39.9%となった。他方、6月を超える事件の割合は前回（それぞれ12.0%、13.1%）よりそれぞれ増加し、18.8%、20.0%となった。（第8回報告書161頁【表5】参照）もつとも、上告、上告受理とも、事件数が年間数百件程度であるため、終局した事件の係属期間により一時的な影響が出やすいことにも留意が必要である。³

【表5】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

＜上告事件＞

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	313	19	1	292	1	-
平均審理期間(月)	4.2	8.8	4.5	3.9	1.5	-
3月以内	142 45.4%	-	-	141 48.3%	1 100.0%	-
3月超6月以内	112 35.8%	1 5.3%	1 100.0%	110 37.7%	-	-
6月超1年以内	53 16.9%	18 94.7%	-	35 12.0%	-	-
1年超2年以内	6 1.9%	-	-	6 2.1%	-	-
2年を超える	-	-	-	-	-	-

＜上告受理事件＞

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	376	3	10	360	3	-
平均審理期間(月)	4.5	14.5	15.8	4.2	1.5	-
3月以内	150 39.9%	-	-	147 40.8%	3 100.0%	-
3月超6月以内	151 40.2%	1 33.3%	1 10.0%	149 41.4%	-	-
6月超1年以内	62 16.5%	1 33.3%	1 10.0%	60 16.7%	-	-
1年超2年以内	12 3.2%	-	8 80.0%	4 1.1%	-	-
2年を超える	1 0.3%	1 33.3%	-	-	-	-

³ 審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。上告事件及び上告受理事件の平均期間（それぞれ 35.1 月，40.6 月）については，前回（それぞれ 34.2 月，36.8 月）よりいずれも長期化した。期間別に見ても，上告，上告受理のいずれにおいても，3 年を超える事件の割合が増加した（上告事件は，前回の 32.7%から 36.9%，上告受理事件は，前回の 38.0%から 49.8%）。（第 8 回報告書 162 頁【表 6】参照）⁴

【表6】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	249	297
平均期間(月)	35.1	40.6
1年以内	5 2.0%	3 1.0%
1年超2年以内	73 29.3%	64 21.5%
2年超3年以内	79 31.7%	82 27.6%
3年超5年以内	76 30.5%	113 38.0%
5年を超える	16 6.4%	35 11.8%

※ 高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

⁴ 令和2年の長期化の背景には，新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があると思われる。

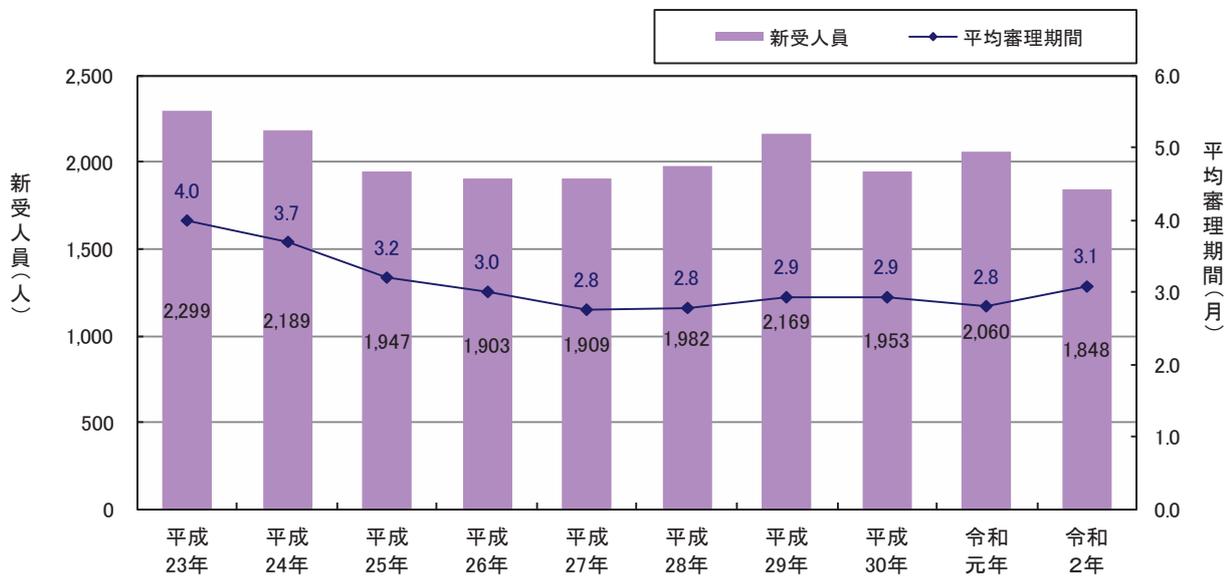
2. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事上告事件¹の新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移については【図1】のとおりである。

新受人員については、平成26年までの減少傾向に歯止めが掛かったものの増減を繰り返す状況にあり、令和2年は、前回の1,953人から減少して1,848人となった。

平均審理期間については、平成22年までの間に3月前後まで短縮した後、平成23年に4.0月と長期化した。平成24年以降再び短縮傾向に転じ、近年は3月前後で推移していたところ、令和2年は、前回とほぼ同様の3.1月となっている（第8回報告書163頁【図1】参照）。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事上告事件）



¹ 本報告書で取り上げている刑事上告事件は、最高裁判所における刑事訴訟事件のうち高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件である。

終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況については【表2】のとおりである。審理期間の分布状況については、3月以内に終局した事件の割合は、前回（83.9%）より15.4%減少して68.5%となった。終局区分別の終局人員の分布状況については、前回と同様、8割以上の事件が上告棄却で終局し、他の大半が取下げで短期間のうちに終局しており、破棄判決が出される事件は極めて少数である。（第8回報告書164頁【表2】参照）

【表2】 終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況（刑事上告事件）

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	1,881	-	3	1,518	6	354
平均審理期間(月)	3.1	-	20.5	3.5	1.8	1.0
1月以内	210 11.2%	-	-	-	2 33.3%	208 58.8%
1月超2月以内	351 18.7%	-	1 33.3%	232 15.3%	2 33.3%	116 32.8%
2月超3月以内	726 38.6%	-	-	699 46.0%	1 16.7%	26 7.3%
3月超6月以内	506 26.9%	-	-	501 33.0%	1 16.7%	4 1.1%
6月超1年以内	67 3.6%	-	-	67 4.4%	-	-
1年超2年以内	13 0.7%	-	-	13 0.9%	-	-
2年を超える	8 0.4%	-	2 66.7%	6 0.4%	-	-

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間については、前回（16.4月）より0.5月長期化して16.9月となった（第8回報告書164頁【表3】参照）。期間別の状況を見ると、第一審受理から上告審終局までの期間が2年を超える事件は、刑事上告事件全体の1割強にとどまり、大半は2年以内に終局している。

【表3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事上告事件）

事件の種類	刑事上告事件
終局人員（総数）	1,881
平均期間(月)	16.9
1年以内	810 43.1%
1年超2年以内	850 45.2%
2年超3年以内	151 8.0%
3年超5年以内	50 2.7%
5年を超える	20 1.1%